

2020年度2月団体戦競技会

開催日	2021年 2月21日(日)
開催コース	島ヶ原カントリークラブ 東コース
主催	三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会
主管	三重県高等学校ゴルフ連盟
協力	市町村ゴルフ協会(東員町、亀山市、鈴鹿市、津市)

競技の条件(追加)

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 競技の成立
本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。
4. 参加の取り直し
委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことがある。
5. 行動規範
プレイヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18)
 - (a) アウトオブバウンズの境界をもって標示する。
アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
 - (b) 各ホール相互間において、アウトオブバウンズの境界を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズとする。
アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。
2. ペナルティーエリア(規則17)
No17以外のコース内の池はレッドペナルティーエリアであり、その境界は水際である。ただし、赤杭と赤線がある場合は、線がその限界を表示する。
3. 異常なコース状態・動かさない障害物(規則16)
 - (a) 修理地
 - 1) 修理地は青杭または白線をもってその境界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
 - 2) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
 - 3) 人工の表面をもつ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレイヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしに救済を受けることができる。
 - 4) バンカー内で水が流れたことによって砂が取り除かれ、砂を通り抜ける深い流水跡となった区域は修理地である。
 - (b) 動かさない障害物
 - 1) 黄色ハチマキ白丸杭、花壇全体、樹木の支柱は動かさない障害物である。
 - 2) 人工の表面をもつ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレイヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしに救済を受けることができる。
 - 3) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接した修理地は、その障害物の一部とみなす。
4. 不加部な物
次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。
 - 1) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物

5. 使用球の規格
適合球リスト・ローカルルールひな型G-3を適用する。
6. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則6.7）
危険な状況のためのプレーの中断及び他すべての中断及びプレーの再開は競技委員によって伝えられる。規則5.7b参照。
7. 移動
ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。
●ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。
ローカルルールの違反の罰：そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。
但し、小学生においては委員会の準備するカートに荷物（キャディバック含む）を積み、各ホールのティショットからホールアウトまで乗車してはならない。
8. キャディ（共有）
規則10.3は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中委員会が定めるキャディー以外を自分のキャディーとして使ってはならない。
ローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。
9. ホールとホール間の練習禁止
(a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型1-1.2を適用し、規則5.2bは次の通り修正される：ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則5.2の違反の罰：規則5.2の罰則規定を参照。
例外：プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型1-2を適用し、規則5.5bは次の通り修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
10. スコアカードの提出
プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。
11. 競技の結果 — 競技の終了
競技委員長長の成績発表をもって終了する。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときには、スターティングホールのティインググランド付近に掲示して告示する。
2. 電動動力を有さない手引きカートは持ち込み、使用することができる。
3. 使用ティは高校男子・中学男子は**緑マーク**、高校女子・中学女子及び小学5、6年生男子は**アニマルマーク**、小学4年生以下男子・小学生女子は**赤マーク**とする。
4. プレーの進行に留意し、先行組みとの間隔を不当にあけないよう注意すること。
プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティーを与えることがある。
5. 打球練習場においては指定された打席を利用すること。スタート前の打球練習は1人24球とする。打球練習場でロッカーホルダーにて使用することができるので1回のみ利用とする。
※保護者の練習場への立ち入りは、事故・危険防止・感染防止のため禁止とする。
6. 東N018は進行フォアキャディーの指示に従うこと。※赤旗は打たない。
7. コース内では緊急時以外は携帯電話の使用を禁止とする。（電源は必ず切っておくこと）
※緊急連絡先 島ヶ原カントリークラブ0595（59）3000
8. ギャラリーは新型コロナウイルス感染拡大防止のためコース内に立ち入ることはできない。ただし、レストラン利用については感染拡大防止対策（検温、マスク着用、選手との接触をしない）を講じて利用することができる。

追 記

1. 9ホール終了後40分程度の休息が入ります。費用には昼食費、打球練習球代は含まれておりませ。（レストランを使用することができる。）
2. 開会式、閉会式は行いません。

競技委員長